

亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に関する実績等報告書(令和7年度)

(市民文化部 文化課)
 (建設部 都市整備課)

■計画の基本情報

計画期間	R 3 ～ R 12 年度
位置付け	本計画は、地域における歴史的風致の維持向上に関する法律第4条の規定に基づき同法第5条第2項に規定する内容をまとめたものである。また、本計画は、同法による国の第1号認定を受けた第1期計画の課題の解決と、より一層の歴史的風致の維持及び向上を目指し、歴史的資産、文化財の保護とまちづくりが一体となる取組を推進していくための第2期計画として策定したものである。
目的・概要	亀山市における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る。
計画の骨格	第1章. 歴史的風致形成の背景 1. 自然的環境 2. 社会的環境 3. 歴史的環境 4. 文化財等の分布状況 第2章. 維持及び向上すべき歴史的風致 1. 歴史的風致 (1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致 (2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致 (3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致 (4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致 (5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致 (6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致 (7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致 (8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致 第3章. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組 2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 3. 上位・関連計画との関連性 4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 5. 実施体制 第4章. 重点区域の位置及び区域 1. 重点区域の位置及び区域 2. 重点区域の指定の効果 3. 良好な景観の形成に関する施策と連携 第5章. 文化財の保存又は活用に関する事項 1. 市全体に関する事項 2. 重点区域に関する事項 第6章. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針 2. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業 第7章. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 1. 歴史的風致形成建造物の指定における基本的な考え方 2. 歴史的風致形成建造物の指定における基準 第8章. 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 1. 歴史的風致形成建造物の管理の指針における基本的な考え方 2. 個別の事項 3. 届出が不要の行為

■成果指標

成果指標名		単位	現状値	実績値 (R7)	目標値
1	なし				
2					
3					
4					
5					

■計画の実績等

取組実績	令和3年5月19日に国の認定を受けた亀山市歴史的風致維持向上計画(第2期)に基づき、東海道街道沿街なみ環境整備事業及び重点区域案内看板整備事業を実施した。
成果	東海道街道沿街なみ環境整備事業では、旧東海道のうち関宿内の約0.1kmの区間について自然石舗装及び表面処理による美装化を図ったことにより、良好な街なみ形成を推進するとともに、住環境の改善を図ることができた。 重点区域案内看板整備事業では「宗英寺のイチョウ」に二次元コードによる多言語化対応の看板型文化財説明看板を設置するとともに、「鈴鹿関跡」には標柱型文化財説明看板を設置したことにより、文化財の周知啓発及び活用を図ることができた。
総合計画推進への寄与度	1.10 歴史文化を生かしたまちづくりの推進 ①東海道を基軸とした歴史的風致の維持向上 旧東海道的美装化や文化財説明看板の設置など、歴史的風致を醸し出す文化財等の整備を進めたことにより、歴史的風致の向上に寄与することができた。



反省点・課題	施設案内看板や文化財説明看板については、市民や多様化する観光客への歴史的風致の一層の発信を図るため、引き続き多言語対応による情報発信を進める必要がある。
--------	--



今後の方向性	新規で設置する看板については、引き続き多言語対応とするための二次元コードの設置を進めるとともに、既存の看板についても、優先順位等を勘案しつつ多言語化対応を検討するなど、一層の情報発信を図る。
--------	---